二　［略］
［号を削る。］
三　［略］
四　［略］
［号を削る。］
五　拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨
六　［略］
七　［略］
八　［略］
［２～４　略］
（整理退職の場合の一時金の決定の請求）
第百十六条の二　［略］
一　［略］
［号を削る。］
二　［略］
三　［略］
四　［略］
五　［略］
［２・３　略］
（遺族に対する一時金の決定の請求）
第百十六条の三　［略］
［一・二　略］
［号を削る。］
三　［略］
四　［略］
［２～４　略］
（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）
第百十六条の四　［略］
［一・二　略］
［号を削る。］
三　［略］
四　［略］
五　［略］
六　［略］
２　［略］

三　［同上］
四　法第七十五条の四第一項第一号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第一号に規定する場合に該当するときは、その給付の名称、支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号
五　［同上］
六　［同上］
七　過去に法第八十二条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失つた者は、その旨
八　禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨
九　［同上］
十　［同上］
十一　［同上］
［２～４　同上］
（整理退職の場合の一時金の決定の請求）
第百十六条の二　［同上］
一　［同上］
二　退職当時の所属機関の名称
三　［同上］
四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］
［２・３　同上］
（遺族に対する一時金の決定の請求）
第百十六条の三　［同上］
［一・二　同上］
三　組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称
四　［同上］
五　［同上］
［２～４　同上］
（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）
第百十六条の四　［同上］
［一・二　同上］
三　法第七十五条の三第一項に規定する基準月において組合員であつた当時の所属機関の名称
四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］
七　［同上］
２　［同上］